

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年2月3日 09時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港西方沖 酒田灯台から真方位272° 55.1海里付近 （概位 北緯38° 58.0′ 東経138° 38.0′）
インシデントの概要	漁船第十五千鳥丸は、航行中、主機が使用できなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年3月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十五千鳥丸、161トン
船舶番号、船舶所有者等	128605、株式会社千鳥
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか7人が乗り組み、酒田港西方沖を航行中、操舵室で主機冷却清水高温警報が鳴ったので、機関室を点検したところ、主機過給機のタービン側ケーシング下部から主機冷却清水が漏えいして主機を使用することができなくなった。</p> <p>本船は、海上保安庁に本インシデントの発生を通報して救助を要請し、来援した巡視船等にえい航されて酒田港に入港した。</p> <p>本船は、機関修理業者が点検した結果、主機過給機のタービン側ケーシングに腐食による破口、タービン側軸受に主機冷却清水の混入が認められた。</p> <p>本船は、主機冷却清水に防錆剤が投入されていなかった。</p>
分析	本船は、主機過給機のタービン側ケーシングに破口が生じたことから、同破口部から主機冷却清水が漏えいし、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機過給機のタービン側ケーシングに破口が生じたため、同破口部から主機冷却清水が漏えいし、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過給機を開放整備する際は、タービン側ケーシングの肉厚計測を</li> </ul>

行い、必要に応じた措置を講じることが望ましい。

- ・主機冷却清水には、防錆剤を投入して主機冷却清水系統内の防食を図ることが望ましい。